公益社団法人日本ホッケー協会　総会規程

第１章 総則

（目的）
第１条　この規程は、当協会の定款第２３条により、総会の議事運営に関する事項を定め、総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第２章 議事運営

（開会の宣言）
第２条　議長は、開会の予告時刻が到来したときは、正会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

（開会時刻の繰り下げ）
第３条　議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重要な支障があると認められるときには、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

（出席状況の報告）
第４条　議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に総会の正会員の出席の状況（本人出席、委任状による出席、書面表決の別）を議場に報告しなければならない。
２　前項の宣言、報告は、本協会の事務局職員をして行なわせることができる。

（議題の審議順序）
第５条　議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、正当な理由があるときは、その順序を変更することができる。
２　議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

（理事等の報告・説明）
第６条　議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第４３条の規定による社員（正会員）提案にかかる場合にあっては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対しその提案に対する意見を求めるものとする。

（発言の許可）

第７条　正会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

２　正会員の発言の順序は、議長が決定する。

（発言の内容及び時間の制限）

第８条　正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

２　議長は、議事の進行上必要があると認めるときには、正会員の発言時間を制限することができる。

（発言の制限）

第９条　議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言時間を中止させることができる。

（１）議長の指示に従わない発言

（２）議題に関係しない発言

（３）冗長にわたる発言

（４）重複する発言

（５）総会の品位を汚す発言

（６）他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言

（７）その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

（発言の時機）

第１０条　正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関して発言することができない。

（答弁義務者）

第１１条　正会員の理事に対する質問の答弁者は、会長又は会長が指名した理事が行う。指名を受けた理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に答弁をさせることができる。

２　正会員の監事に対する質問の答弁者は、各監事又はいずれかの監事が行なう。

（一括説明）

第１２条　理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明することができる。

（答弁の拒絶）

第１３条　理事又は監事は、正会員の質問が次の理由に当るときは答弁を拒否することができる。

（１）質問事項が、総会の目的事項に関しないものであるとき

（２）答弁することにより、正会員の共同の利益を著しく害するとき

（３）答弁をすることにより、本協会その他の者（当該正会員を除く。）の権利を侵害することとなるとき

（４）答弁をするために調査をすることが必要であると認められるとき

（５）質問が重複するとき

（６）その他答弁をしないことにつき、正当な理由があるとき

（修正動議）

第１４条　正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

２　前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。

３　議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

（議事進行等に関する動議）

第１５条　正会員は、総会の運営又は議事進行に関して動議を提出することができる。

２　前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

（動議の却下）

第１６条　議長は、動議が次の事由に当るときは、直ちに却下することができる。

（１）当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき

（２）既に同一の内容の動議が否決されているとき

（３）総会の議事を妨害する手段として提出されたとき

（４）不適法又は権利の濫用に当るとき

（５）その他合理的理由のないことが明らかなとき

（休憩）
第１７条　議長は、議事の進行上必要と認めるときには、休憩を宣言することができる。

（質疑・討論の打ち切り）
第１８条　議長は、議案について質疑・討論がつくされたと認めたときは、質問若しくは意見を述べようとする正社員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ、採決することができる。

（採 決）
第１９条　議長は、議案ごとに採決を行わなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

（採決の順序）
第２０条　原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行ない、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

（修正案に対する議決権行使書面の取り扱い）
第２１条　修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決には棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

（採決の方法）
第２２条　議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

（採決の結果の宣言）
第２３条　議長は、採決が終了したときは、その結果を議場に宣言しなければならない。

（延期又は続行）
第２４条　総会を延期又は続行する場合は、総会の決議を必要とする。
２　前項の場合、延期会又は継続会の日程及び場所について決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

３　前項但書の場合、議長は、決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知しなければならない。

４　延期会又は継続会の日は、最初の総会の日より２週間以内に定めなければならない。

（閉会）

第２５条　議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは継続が決議されたときは、閉会を宣言するものとする。

（議事録）

第２６条　総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員の現存員数及び出席者数。ただし、委任状による出席者及び書面表決者の場合にあっては、その旨を付記する。

（３）審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が記名押印しなければならない。

３　前項の議事録は、１０年間本協会の事務所に備え置かなければならない

（欠席者に対する報告）

第２７条　招集権者は、総会の議事の経過要領及びその結果につき、欠席した正会員に対し適宜な方法により報告しなければならない。

（改廃）

第２８条　本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を要する。

付則　（平成２５年４月１日　公益社団法人登記日　第１次制定）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付則　（平成２７年６月６日　第２次制定）

この規程は、平成２７年６月７日から施行する。